

# 「宗教団体」の誤解

## ——誤解に基づく過規制と脱法・脱税——

櫻井 圀郎 (宗教法および宗教経営研究所、  
元東京基督教大学)

### 一、「宗教団体」の誤解

#### 1、宗教法人法上の「宗教団体」

宗教法人法（以下「法」という。）は、「宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的」として制定された法律である（1条1項）。

そして、法は、「宗教団体」の、①礼拝施設等の所有・維持運用および②（宗教団体の）目的達成のための業務・事業の運営に資するために法律上の能力（以下「法人格」という。）を与えられた「宗教団体」、すなわち、法によって「法人となった宗教団体」を「宗教法人」というものとしている（4条2項）。<sup>1)</sup>

したがって、法においては、「ゼロからの法人設立」<sup>2)</sup>を規定する、他の多くの法人立法とは異なり<sup>3)</sup>、「法人設立の前提としての団体の存在」を規定するものである。

その「宗教法人設立の前提となる団体」を、法は「宗教団体」と呼称し、「宗教団体」の要件としては、(1)目的要件と(2)実態要件とが定めている。そして、(1)目的要件としては、①宗教の教義を広めること（宗教教義の広布）、②儀式行事を行うこと（儀式行事の執行）、③信者を教化育成すること（信者の教化育成）を主たる目的とすることとし、(2)実態要件としては、①礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体（単位宗教団

体)であるか、②単位宗教団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体(包括宗教団体)であることを定めている(2条)。

これを図式すると、次のようになる。

「宗教団体」の要件

(1)目的要件(①+②+③を主たる目的とすること<sup>4)</sup>)

- ①宗教教義の広布
- ②儀式行事の執行
- ③信者の教化育成

(2)実態要件(①または②のいずれかに該当すること<sup>5)</sup>)

- ①礼拝の施設を備える神社・寺院・教会等の単位宗教団体
- ②単位宗教団体を包括する教派・宗派・教団等の包括宗教団体

よって、法の規定する「宗教団体」の定義は、「宗教団体」なる概念内容を厳格に限定するものであって、この定義の外に別途の概念を想定することは誤りであり、そのような定義外の概念規定は違法である。

## 2、日本国憲法上の「宗教団体」

日本国憲法(以下「憲法」という。)は、信教の自由を何人にも保障するとしながら、「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」(20条1項後段)、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」(89条)と規定する。

ここでは、(1)国から特権の受けることおよび政治上の権力を行使することが禁止されている主体として、「宗教団体」が掲げられ、(2)その使用・便益・維持のための公金等の公の財産を支出し、供用することが禁止されている対象として、「宗教上の組織・団体」が定められている。

この「宗教団体」「宗教上の組織・団体」について、学説・判例においては、①「宗教」「宗教上」という宗教性について、②「組織」「団体」という組織団

体性について、それぞれ論じられている。

第一の「宗教性」については、①特定の宗教の布教・儀式等をさすとするもの、②何らかの宗教的意味の活動をさすとするものがあり、第二の「組織団体性」については、(1)「組織」と「団体」との区別性の有無を論じるものと、(2)組織性について論じるものがあり、前者では、区別性を有とする立場では、財団的性格の神社・寺院等を「組織」と称し、社団的性格の宗派・教団等を「団体」と称するとし、後者の組織性については、厳格に制度化・組織化させている団体に限るとする立場と、何らかの活動をしている団体・グループで足りるとする立場とがある。

最高裁のとする目的効果論では、広義の立場では、憲法上の禁止に広くかかることになり、狭義だと、逆に、憲法上の禁止にかからないことになる。その他、憲法制定時の立場は、特定のであり限定的であったとする解釈がある一方、行政の現場では、極めて広く解釈されているかと思えば、極めて狭く解釈されている場合もある。

概して、憲法上の「宗教団体」については、定義がなく、解釈に委ねられており、法的な意味の社会通念や一般社会における意味などに依存せざるを得ない状況にあつて、極めて多義的なものとなっていることが否めない。

### 3、「宗教団体」の誤解

叙上のように、「宗教法人法上の宗教団体」と「憲法上の宗教団体」との間には、(1)一般的説明として「後者は前者より広義である」とされ、(2)憲法上の判例では「後者は前者より狭義である」とされている一方、(3)憲法上の学説には「後者は前者より広義である」とするものなど様々であり、(4)一般行政上は「後者は前者より広義である」とするものや逆に「後者は前者より狭義である」とするものがあり、(5)社会の一般的な理解としては「後者は前者より広義である」とする緩い理解が行われている。

そこで、問題となるのは、第一に、①法律上の定義がある「宗教法人法上の宗教団体」と②定義のない「憲法上の宗教団体」との混同の問題であり、第二に、「宗教団体」という用語からの自由な解釈に基づく勝手な理解に由来する

誤解の問題である。

言うまでもないことであるが、法律上明確な定義が定められている場合、常に当該定義に基づいて厳格に把握する必要がある。ところが、一般人はもちろん、法律家や行政担当者といえども、当該用語の日本語としての意味内容に影響され、法律上の定義とは異なる意味に思い込んでしまう傾向がある。言語の持つ力であろう。

このように、一般に、用語が一人歩きして、用語の語義に従って判断される傾向があり、その結果、法律上の定義から離れた意味として理解されてしまう趣があるところ、「宗教団体」についても同様で、思い込みなどによる誤解が浸潤しているように思われる。

## 二、誤解に基づく過規制

### 1、「宗教団体」の誤解

叙上の通り、「宗教法人法上の『宗教団体』」については、法律に明確な定義があるにも拘わらず、宗教関係者および行政担当者の間において、「宗教団体」という用語が、日本語の意味から、法律上の定義を無視して勝手に理解され、宗教法人法が定義する「宗教団体」とは異なった意味として捉えられ、思い込まれている節がある。

その際、問題となる誤解は、主として単位宗教団体について生じているので、本報告においては、単位宗教団体に関する「宗教団体」の誤解を問題とし、包括宗教団体については問題外としておくことにする。

単位宗教団体において「宗教団体」とは、「神社、寺院、教会、修道会その他これらに類する団体」という意味であり、端的に言えば、「神社・寺院・教会等」というのが宗教法人法上の意味なのである<sup>6)</sup>が、多くのところで、「宗教団体」とは「宗教活動を行う団体」という意味であると誤解されているように思われる。

そもそも、「宗教団体」という用語は、昭和16年の「宗教団体法」における「寺院・教会」、昭和20年の「宗教法人令」における「神社・寺院・教会」を引き継ぎ、「神社・寺院・教会」という個別的・具体的な表現を一般的・包括的

な表現として改めたものと理解するべきである。

ちなみに、昭和16年の宗教団体会法においては、「寺院ハ法人トス」（2条2項）、「教会ハ法人ト為スコトヲ得」（2条1項）と定められており、昭和21年の改正宗教法人令においては、「神宮、神社、靖国神社ハ法人ト看做ス」（附則2項）と定められている。

## 2、法の想定していない規制

### (1) 宗教法人法13条1号

その結果、法の想定していない規制が、宗教法人事務を担当する行政担当者によって行われるようになったものと思料される。

たとえば、法第13条第1号は、宗教法人の規則認証申請書に添付すべき書類の一として、「当該団体が『宗教団体』であることを証する書類」を規定している。

その趣旨は、「神社・寺院・教会等」のみが宗教法人となることができるのであるから、「神社・寺院・教会等」でないものが申請して宗教法人となることがないように、「神社・寺院・教会等」以外のものを排除する目的であり、より具体的に表現すれば、「当該団体が『神社・寺院・教会等』であることを証する書類」を意味するものである。

### (2) 昭和26年の通達

その点に関して、昭和26年の法施行当初の文部省の通達では、(1)認証事務は宗教団体の世俗的事項にかかるものであるとして、(2)宗教上の行為・事項など信仰上の領域に干渉しないことを求め、(3)「宗教団体であることを証する書類」としては、①法二条の団体であることを宗教団体自体で記載し、②所轄庁で確認できるような内容を備えた書類をさすとし、その要件としては、①宗教活動に関して、由緒・沿革・教勢一覧等により、宗教活動の3つの事実（宗教教義の広布、儀式行事の執行、信者の教化育成）を明らかにすることとし、②礼拝施設に関して、位置図と規模・形状等を示す書類で礼拝の施設を備えていることを明らかにすることとしている。

そして、都道府県の認証事務上の注意として、①規則・手続が法令の規定に適合しているかに留めることとし、②本法に基づかない資料を要求し・調査しないこととし、③「宗教団体であること」とは『『宗教活動』+『礼拝施設』』であるとしている。ただし、妥当な見解である。

### (3) 昭和63年の通達

ところが、昭和63年の「不適正な宗教法人」対策を念頭においた通達においては、「宗教団体に該当するか否かを、次の点に留意し、十分調査すること」とし、その調査項目として、①礼拝施設は現地で確認すること、②信者については適当な方法で確認すること、③宗教団体の実態を有しているか否かを、(a) 宗教活動の実績が相当年に亘るか、(b) 永続する見込みがあるかどうかで判断することとしている。

この調査項目の①の礼拝施設の現地確認はもつともだとしても、②の信者についての確認は「『宗教活動』+『礼拝施設』」の要件を超える事項であり、③の宗教団体の実態についての相当年の実績および永続見込みについても同様である。つまり、この時点では、『『宗教団体』=『神社・寺院・教会等』』という法の趣旨を逸脱して、「神社・寺院・教会等」であることの確認ではなく、『『神社・寺院・教会等』』という概念を超えた『宗教団体』』（つまり、法の想定していない「宗教団体」）を想定しているものであるように思われる。

### (4) 平成6年の通達

続く平成6年の行政手続法の施行に際しては、①行政手続法による審査基準、②行政手続法による標準処理期間、③行政手続法による申請受理について通達されており、①行政手続法による審査基準においては、概ね次のような点について言及されている。

第一に、宗教団体はその特性により多種多様であるから、宗教団体としての要件の具備は総合的に判断するように指示している。そのうえで、第二に、宗教団体の判断として、①形式的要件の具備と、②現に団体として

の実態を有することをあげ、かつ③社会通念上、他の個人・団体と区別された独自の活動を行っていることを求めている。

そして、第三に、宗教活動の判断として、①過去3年間程度の実績一覧の添付を求め、②それを客観的に証明する写真等により確認すべきことを指示し、第四に、信者等の確認として、①信者・宗教教師の一覧の添付を求め、適切な方法で確認するとともに、②信者数は、宗教団体としての実態の確認の観点から審査するよう求めている。

この時点では、「『宗教団体』＝『神社・寺院・教会等』」という法の趣旨からさらに離れて、「『宗教団体』＝『宗教活動を行う社団』」というような理解に傾いているように思われる。そのことは、「団体としての実績」「個人と区別された団体」「信者等の確認」「宗教教師の確認」などという点に窺える。

#### (5) 平成16年の通達

さらに、宗教法人事務の統一化に関する平成16年の通達においては、(1)所轄庁の事務の処理の統一化が必要であるとして、その処理基準を定めるものとし、(2)具体的に、宗教団体であることを証する書類について言及し、(3)宗教団体であることの判断の基準を示している。

その(2)「宗教団体であることを証する書類」としては、①当該団体が記載し、所轄庁で確認できる内容であり、②宗教活動の3つの事実を明らかにしたものであって、③礼拝の施設を備えていることを明らかにしたものであることを求めている。この点については、法の規定するところを具体的に説明したものであって問題ない。

その(3)「宗教団体であることの判断」においては、前通達と同様に、①宗教団体の特性により多種多様であるから、宗教団体としての要件の具備は総合的に判断すべきことを指摘し、②「宗教団体の判断」として、(a)形式的要件の具備、(b)現に団体としての実態を有すること、(c)社会通念上、他の個人・団体と区別された独自の活動をあげ、③「宗教活動の判断」として、(a)過去3年間程度の実績一覧の添付を求め、(b)それ

を客観的に証明する写真等により確認することとし、③「信者等の確認」として、(a) 信者・宗教教師の一覧の添付を求め、適切な方法で確認することとし、(b) 信者数は、宗教団体としての実態の確認の観点から審査することを記している。

本通達においては、それに加えて、④「宗教団体の実体の確認」の項目として、(a) 事務運営、(b) 経理、(c) 財産の状況をあげ、(a)「事務運営」については、(i) 組織・意思決定方法・財産管理等に関する規約の添付を求め、(ii) 過去3年間程度、これに従った運営がされているかを確認するものとし、(b)「経理」については、(i) 過去3年間程度の収支予算書・収支計算書の添付を求め、(ii) その真実性について調査し、(iii) 予算執行が他と区別される独立の経済主体として行われているかを確認するものとされ、(c)「財産の状況」については、(i) 財産目録の添付を求め、(ii) それらの財産が他と分離独立した当該団体自身のものであるか否かを確認し、あわせて (iii) 団体の永続性についても検討するべきものとされている。

さらに、⑤「礼拝の施設の確認」として、(i) 現地において確認すること、および (ii) 当該団体の特性・慣習を考慮の上、公開性の確保について検討することとし、⑥「疑義ある書類」として、提出書類の証明事実の存否に理由ある疑いある場合には、疑いを解明するための調査するものとしている。

#### (6) 都道府県庁での要求

各種の宗教関係者から伝聞で聴取したところによると、宗教法人の規則認証申請に対して、都道府県庁においては、次のような事項が要求されているということである。

その一は、信者数に関してで、①信者数30名以上を有することが認証の要件であるとする旨を通告された例<sup>7)</sup>、②信者数100名以上が必要である旨を都道府県庁の印刷物で呈示された例<sup>8)</sup>、③信者名簿には信者の氏名のほか、住所および電話番号の記載を要求された例、さらに④信者名簿に掲



載された信者が実際に存在するか否かを、電話をかけることによって確認された例<sup>9)</sup>などがある。

その二は、宗教活動の実績に関してであって、①今後3年間の活動実績をみて、3年経過後に申請受理するとされた例、②現地調査後3年間の実績を重ね、3年経過後、申請受理するとされた例、③「現地調査後3年間の実績を求める」と説明されたが、現地調査が実施されないまま経過している（事実上の不受理）例などがある。

その三は、規則認証申請の不受理に関してであって、①申請書類を受け取ってはくれたが、不受理のまま経過している（3ヶ月の処理期間は不適用）例、②「3年間は不受理」と申し渡された例、③最初の申請から10年以上経過している例、④郵送による申請は却下または不認証処分とされた例、⑤代理人による申請は却下または不認証処分とされた例などがある。

#### (7) 法旨からの逸脱

宗教団体関係者によって報告されている叙上のような事例は、「神社・寺院・教会等であること」を求める法旨からは大きく逸脱しているように思われる。その要因は、「宗教団体」という用語に誘導され、惑わされた『「宗教団体」の誤解』にあるのではないかと思料される。

法は、「神社・寺院・教会等」が「礼拝の施設」を中心とした財産を法的に所有し、法的に維持運用するために必要な法律上の能力（法人格）を当該「神社・寺院・教会等」に付与することを目的としている。それは法が「法人法」であることの意義そのものであり、法が宗教の規制等を目的とした「宗教法」ではないことを意味するものでもある。

そのような法人法としての性格から考えて、①信者を要件とすること、②小規模団体を否定すること、③永続性を要件とすること、④礼拝の施設以外の財産を必要とすることなどは、必要以上の厳格さであり、過規制ではなかろうか。

特に、「信者」については、(a) 社団的性格の社員として必要とされるとしても、30人以上・100人以上もの社員を求める根拠はないし、(b) 宗

教活動の対象としての信者なら、学校法人の学生生徒、医療法人の患者、社会福祉法人の入居者、株式会社の顧客など同様の立場であり、その要件は疑問である。

### 三、誤解に基づく脱法・脱税

#### 1、「宗教団体」の誤解

「宗教団体」という用語については、宗教関係者および行政書士・税理士・弁護士などによっても、恣意的に誤解（曲解？）されてきているように思われる。

宗教関係者によるものとしては、主として、「神社・寺院・教会等」でない団体を（税法上の公益法人等として）法人化するために、「宗教団体」という用語を自己都合的に解釈しているものである。しかし、宗教関係者としては、それが本来の宗教法人となる「神社・寺院・教会等」でないことは重々承知の上である。

行政書士・税理士・弁護士などによって行われているものとしては、法律の抜け穴的解釈であって、法の趣旨を知りながら、抜け穴として利用し、手続を粉飾して、宗教法人として設立するものである。

#### 2、脱法的宗教法人

法において「宗教団体」とは、宗教活動を主たる目的とする「神社・寺院・教会等」をいうのであるが、現実には、法の趣旨・目的を逸脱して、「神社・寺院・教会等」でない団体を「宗教団体」として装い、宗教法人とされているものが、存在する（以下、当該団体を「〈宗教団体〉」という。）。

その〈宗教団体〉とは、実態としては、宗教活動の一部を目的とし、あるいは、宗教活動の全部・一部の支援・補助・協力などを目的とする団体であって、「神社・寺院・教会等」ではなく、法の規定する「宗教団体」ではない<sup>10)</sup>。

その〈宗教団体〉の最大の特徴は、本来の「宗教団体」（＝「神社・寺院・教会等」）ではないから、自己の信者をもたない（信者の不存在）にある<sup>11)</sup>。もともと、現実には、別の本来の「宗教団体」に正規登録されている信者の名

義を借りている（信者の名義貸し）ものや架空の信者名義を使用しているものもある<sup>12)</sup>。

ただ、その〈宗教団体〉も、①名目的には宗教活動の全部を目的とし、②形式的には礼拝の施設を具備し、③名義的には一定数の信者を擁していることとし、形式的・名目的には、本来の「宗教団体」の形態を整えている。

その〈宗教団体〉の形象を例示すると、宗門連合団体、超宗派布教団体、教団間連絡団体、聖典刊行会、壮年会、青少年団、婦人部、幼稚舎、信徒会館、敬老会館、宗教出版社、宗教新聞社、宗教放送局、宗教学校、宗教研修所、宗教宿舍、宗教野営場、宗教就労場、宗教修行場、祈祷院、等々がある<sup>13)</sup>。

その〈宗教団体〉を「宗教団体」として宗教法人を設立することによって、いわば「脱法的宗教法人」が成立することとなる。それらは、本来、宗教法人となれない〈宗教団体〉であって、〈宗教団体〉を「宗教団体」に偽装して、宗教法人となれない宗教法人の脱法設立を行った結果である。

この点に関しての所轄庁の問題としては、第一に、形式的審査であるうえに、巧みな虚偽申請がなされるのであるからやむをえないと言える反面、第二に、法の求める本来の要件とは異なる要件を要求していることが、逆に、脱法者に有利に働いているという点では責任があると言える。

なお、宗教法人の脱法設立の理由としては、第一に、許認可制の社団法人・財団法人<sup>14)</sup>・学校法人などの代替や公益法人認定<sup>15)</sup>の代替、つまり、設立の困難な公益法人の代替として利用されていることであり、第二に、〈宗教団体〉が営利法人を設立することに躊躇して、あるいは、営利法人の場合の課税を嫌って、株式会社等の営利法人の代替として利用されることにある。

### 3、宗教法人を利用した脱税

このように、「宗教団体」でない〈宗教団体〉の宗教法人化（脱法宗教法人化）が行われることによって、本来、課税されるべき事業の非課税化・低率課税化、つまり、不正な非課税化・低率課税化（＝脱税）が行われているのである。

この点に関して、税務調査の穴とも言える部分も垣間見られる。本来の非課

税の宗教法人への税務調査は、近年、厳格化・強化されてきており、本来の非課税部分への課税化もすすめられてきているように思われる。

その一方で、不正な非課税化・低率課税化の宗教法人への税務調査は進展していないように思われ、正規宗教法人が課税され、脱法宗教法人が非課税とされるという現象も見られる。

というのも、脱法宗教法人は、元々、課税事業の税を免れる目的で行われているのであるから、税務調査対策も十分であるほか、「宗教法人」ということで、税務当局も好意的で、税務調査もゆるやかとなり、本来の脱税は見過ごしとなるということであろう。

他方、本来の宗教法人への課税強化が推進されている現実も憂慮できない。それは、脱法宗教法人への好意的対応と対照的であるが、脱法宗教法人のそれが、一般社会の、宗教法人課税の不平等感の大きい要因とも思料される。

このような脱法宗教法人を作り出し、それを容認してきた宗教界の自浄作用を期待したい。それは、結果的には、本当の意味で、自己利益ともなることであろう。

#### 注

- 1) ここで、「宗教団体は、法により、法人となることができる」ものとされ（4条1項）、「『宗教法人』とは、法により法人となった宗教団体をいう」ものとされている（4条2項）こととの関連で、「法人格を与えられた宗教団体」（1条1項）と「法人となった宗教団体」（4条2項）との異同は明確ではないが、両者の区別は重要なように思われる。というのも、前者なら、存在主体は、あくまでも「宗教団体」であるが、後者なら、「宗教団体」は「宗教法人」となって消失し、存在主体は「宗教法人」となるからである。
- 2) たとえば、一般社団法人・一般財団法人・株式会社・学校法人・医療法人・社会福祉法人・協同組合・協業組合などほとんどの法人は、法人設立の前提としての団体（人格のない社団または財団）の存在を必要としていない。とはいえ、現実には、法人設立の基礎となる団体が存在しているが、法人設立に当たっては、当該先在の団体については解散の手続きをし、新設の法人については設立の手続きを行って、新設の法人に事務・業務・事業等の移譲をしているのであって、先在の団体と新設の法人とはまったく別の主体であり、両者の間には主体の連続性は

ないのである。

- 3) その例外の例としては、労働組合法による「労働組合」がある。「労働組合」は、労働者が主体となって労働条件の維持改善など経済的地位の向上を図ることを目的として組織された団体（その連合団体を含む。）をいい（2条柱書）、労働組合法の基準に適合する旨の労働委員会の証明を受けた労働組合は、主たる事務所の所在地で登記することによって法人になる（11条1項）ものとされる。したがって、「法人である労働組合」は、「労働組合」の存在を前提とし、「労働組合」が解散したり、組織を変更したりすることなく、「労働組合」がそのまま「法人である労働組合」となるものとされている。
- 4) 法は、「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする」ことを求めているので、①宗教教義の広布、②儀式行事の執行、③信者の教化育成のいずれか一または二のみを目的とするものはこの要件を満たさないことになる。
- 5) 法の趣旨は、「単位宗教団体」か「包括宗教団体」かのいずれかであることを求めるものであり、「単位宗教団体であつて他の宗教団体を包括するもの」や「包括宗教団体であつて他の宗教団体に包括されるもの」は容認されるものではない。
- 6) そもそも、昭和26年の宗教法人法において、「神社、寺院、教会、修道会その他これらに類する団体」（2条）とした背景には、昭和20年の宗教法人令の「神社、寺院、教会」（1条）があり、さらに遡及すれば、昭和14年の宗教団体の法「寺院、教会」（1条）がある。昭和14年当時は宗教団体から除外されていた「神社」が、昭和20年当時は宗教団体に加えられたことにより、さらに昭和26年当時においては、広く単位宗教団体を把握するために、「修道会」「その他これらに類する団体」が加えられたものである。
- 7) 日本の基督教会（プロテスタント）では、平均信者数は24人とも言われており、その意味では、基督教会のほとんどは対象外とされてしまうことになる。日本の基督教会の多くは、少ない信者で、身を削る思いの献金をして、自分たちの教会のための土地建物を購入しても、それを法的に所有し、維持運用する権能が認められないことになり、法の趣旨に照らして不都合である。
- 8) 神社・寺院では信者数100人は大したことがないかもしれないが、基督教会の場合は大変な数字である。実際、日本の基督教会（プロテスタント）では、信者数が100人を超えると「大教会」と呼ばれているほどであり、100人を超える教会は、大都市部の少数の教会に限られている。計算上も、プロテスタントの信者数は60万人余で、教会数は約7,000であるから、除算をすれば、1教会あたりの平均信者数は85人ほどとなる。つまり、平均信者数であれば、日本のすべての教会は認証対象外となってしまう数字なのである。
- 9) 当該庁が信者名簿に記載された信者に確認の電話をしたところ、3分の1ほど

が信者であることを否定し、別の3分の1ほどが信者であるか否かを曖昧にしたとされ、その結果、信者名簿の記載は虚偽であると判断され、認証手続きは停止されたとのことであるが、極めて遺憾である。そもそも信教の自由に抵触する調査であり、電話を受けた信者が否定しまたは曖昧にしたとしても肯ぜられることである。そのうえ、昨今においては、電話による「オレオレ詐欺」「払い込め詐欺」が横行しており、所轄庁職員からの電話も、不信がられて上記のような対応になったことも十分に予想される。厳に慎むべきことであろう。

- 10) 現実に宗教活動（の一部）を目的とし、宗教活動（の支援等）を行う団体であることから、「宗教団体」であると誤解されるのも、無理からぬ点はあるものの、それを恣意的に行い、悪意的に利用する向きも少なくなく、問題とせざるをえない。
- 11) その点では、信者の存在を宗教団体の要件とする所轄庁の取扱いが当を得ているとも言える。
- 12) その点では、信者の確実性を確認する手段として電話確認等をしたとされる所轄庁の立場も理解できる。
- 13) 本来の「宗教団体」である単位宗教団体・包括宗教団体が、これらの事業を行なうことは何ら問題ではない。
- 14) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「一般法人法」という。）の施行前の民法による社団法人・財団法人。
- 15) 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」による「公益法人認定」。一般法人法の施行により、法人化は容易になったが、公益法人化は一層困難になった（従来の社団法人・財団法人の多くが公益法人認定を受けられない状況）。